

# 山火事 野焼き に注意しましょう



近年、雪解けが早いため、山火事や野焼きの注意喚起の予防広報を防災行政無線や消防団の広報により実施していますが、野焼きによる火災や火事騒ぎが毎年必ず数件発生しています。

春は、空気が乾燥し火災が発生しやすい季節ですので、野焼き等は控えましょう。

## 火入れと野焼き

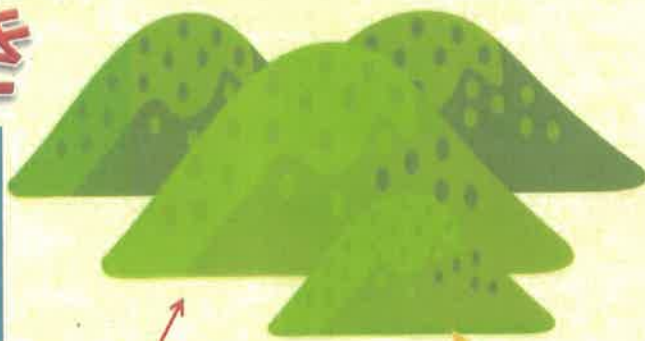
森林又は森林に隣接している周囲1kmの範囲にある原野、田畑等で、雑草等を面的に焼却する行為(野焼き)は、「火入れ」とみなされ、市町村の火入れ条例に基づき、市町村長の許可を得る必要があります。

火入れには市町村長の許可が必要！

許可の対象は、次の目的に限られます。

- ・造林のための地ごしらえ
- ・開墾準備
- ・害虫駆除・焼畑・牧草の改良

(森林法第21条)



1km

面的な焼却は、火入れとみなされる！

たとえ、集めた枯れ草を焼いたつもりでも、雑草等を伝って面的に焼損する可能性があれば、「火入れ」とみなされ規制の対象となります。

森林の周囲1kmでは  
野焼きは禁止



野焼きやたき火が可能なケース

◆農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却

◆たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)



問い合わせ先

■岩手町役場 TEL 62-2111

農林課

林務畜産係

(内線 308・309)

総務課

防災交通係

(内線 203・208)

■盛岡中央消防署岩手分署 TEL 62-6119